

## 参考資料

### 1. 東海市立地適正化計画策定・改定体制

#### 1.1. 策定体制

##### (1) 東海市立地適正化計画策定協議会

###### 【委員】

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	名古屋産業大学 教授	加藤 哲男	◎
	大同大学 教授	嶋田 喜昭	○
各種団体を 代表する者	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部土木部建設課長	山縣 正明	
	知多乗合株式会社 企画部長	橋本 大輔	
	東海商工会議所 参与・常議員	佐藤 雅之	
	東海市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	大橋 昌司	
	東海市老人クラブ連合会 会長	吉田 隆幸	
	東海市保育事業協会 会長	川杉 省三	
市民又は利用者を 代表する者	東海市町内会長連絡協議会 委員	神野 隆一	
関係行政機関の職員	公立西知多総合病院 事務局 管理課課長（兼）経営戦略室長	岡田 光史	
東海市都市計画審議会 を代表する者	東海市都市計画審議会委員	田中 雅章	
	東海市都市計画審議会委員	川崎 一	
	東海市都市計画審議会委員	伴野 弘斉	

◎：会長、○職務代理者

###### 【オブザーバー】

所属・役職	氏名	備考
国土交通省中部地方整備局 建政部都市整備課 課長	神山 光弘	
愛知県建設部 都市計画課 課長	横山 甲太郎	
愛知県建設部 都市整備課 課長	水野 貢	

(2) 東海市立地適正化計画策定部会

【委員】

所属・役職	氏名	備考
企画政策課 課長	小島 久和	◎
建築住宅課 統括主幹	石川 敬一	○
商工労政課 課長	鈴木 俊毅	
健康推進課 課長	成田 佳隆	
社会教育課 主幹	竹内 千枝 (久野 隆)	
女性・子ども課 課長	辻 聡子 (内山 香織)	
防災危機管理課 統括主任	土田 将康 (田中 寛二)	
交通防犯課 課長	熊谷 和彦	オブザーバー

◎：部会長、○副部会長

( ) は前任者

1.2. 改定体制

(1) 東海市都市計画審議会

【委員】

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	東海商工会議所	下村 一夫	
	農業委員会	森本 收	○
	星城大学	松原 隆治	◎
	日本製鉄株式会社	隨念 学	
	東海警察署	片桐 正博	
市議会議員		佐藤 友昭	
		加藤 菊信	
		北川 明夫	
		井上 純一	
		村瀬 晃代	
市内に住所を 有する者		佐々木 雅敏	
		孫 英愛	

◎：委員長、○職務代理者

(2) 東海市立地適正化計画担当者会議

【委員】

所属・役職	氏名	備考
総務部交通防犯課 統括主任	名和 富洋	
総務部防災危機管理課 統括主任	早川 昌毅 (宮本 和宏)	
企画部企画政策課 統括主任	稲葉 誠博	
市民福祉部健康推進課 統括主任	北川 徳康	
環境経済部商工労政課 統括主任	下村 和哉	
都市建設部建築住宅課 主任	小嶋 優介	
都市建設部土木課 統括主任	菊池 伸嘉	
都市建設部中心街整備課 主任	安井 慎也	
都市建設部新駅周辺整備推進課 主任	平松 裕策	
都市建設部市街地整備課 主幹	山下 一	
教育委員会社会教育課 統括主任	宮澤 浩司	

( ) は前任者

(3) 学識経験者

所属・役職	氏名	備考
大同大学 工学部 建築学科 教授	嶋田 喜昭	

## 2. 東海市立地適正化計画策定・改定経緯

### 2.1. 策定経緯

#### (1) 東海市立地適正化計画策定協議会

回数	開催日	議事事項
第1回	平成28年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立地適正化計画について</li> <li>○東海市立地適正化計画（素案）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況特性の整理</li> <li>・将来予測</li> <li>・生活サービス施設の分析</li> <li>・まちづくりの課題</li> <li>・都市づくりの基本的な考え方</li> </ul> </li> </ul>
第2回	平成28年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回東海市立地適正化計画策定協議会での意見と対応方針について</li> <li>○東海市立地適正化計画（素案）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域の設定について</li> <li>・都市機能誘導区域の設定について</li> <li>・計画の進行管理</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成28年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回東海市立地適正化計画策定協議会での意見と対応方針について</li> <li>○東海市立地適正化計画（素案）について</li> </ul>
第4回	平成29年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメント結果について</li> <li>○東海市立地適正化計画（案）について</li> </ul>

#### (2) 東海市立地適正化計画策定部会

回数	開催日	議事事項
第1回	平成27年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東海市立地適正化計画の策定について</li> <li>○確認・検討事項について</li> </ul>
第2回	平成27年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係課への照会・ヒアリング結果について</li> <li>○都市の将来予測と課題の整理について</li> <li>○居住誘導区域の検討について</li> </ul>
第3回	平成28年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来予測とまちづくりの課題について</li> <li>○都市づくりの基本的な考え方について</li> <li>○居住誘導区域について</li> <li>○都市機能誘導区域について</li> </ul>
第4回	平成28年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東海市立地適正化計画（骨子案）について</li> </ul>
第5回	平成28年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回部会以降の協議・説明経緯と修正箇所について</li> <li>○第1回協議会資料について</li> </ul>
第6回	平成28年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回策定部会、第1回策定協議会での意見と対応方針について</li> <li>○第2回協議会資料について</li> </ul>
第7回	平成28年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6回策定部会、第2回策定協議会での意見と対応方針について</li> <li>○東海市立地適正化計画（素案）について</li> </ul>
第8回	平成29年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメント結果について</li> <li>○東海市立地適正化計画（案）について</li> </ul>

## 2.2. 改定経緯

### (1) 東海市都市計画審議会

回数	開催日	議事事項
第1回	令和3年12月13日	○東海市立地適正化計画の改定について ・中間評価の実施 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域の見直し ・防災指針の策定
第2回	令和4年2月18日	○東海市立地適正化計画の改定について

### (2) 東海市立地適正化計画改定担当者会議

回数	開催日	議事事項
第1回	令和3年10月19日	○東海市立地適正化計画の改定の経緯及びポイントについて ○都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しについて ○防災指針の策定について
第2回	令和3年11月2日	○改定内容の検討について (前回からの修正箇所等) ○パブリックコメントの実施について

### 3. 用語集

#### 【あ行】

用語	内容
アクセス	目的地へ到達すること、または、その手段。
一般会計歳入・歳出決算額	国・地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に分かれ、このうち福祉・教育・土木等の施策を行う会計を一般会計という。歳入・歳出決算額は収支決算のこと。

#### 【か行】

用語	内容
家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの等を、都道府県が指定した区域。
洪水浸水想定区域	水防法において洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
国・県支出金	国・県が市に支出交付する負担金、委託費、補助金のうちのひとつの負担金。
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合のこと。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策に使えるお金が多くあることを示している。
健康寿命	健康な状態を、日常生活動作が自立していることと想定し、その期間を示す。厚生労働省研究班が、平成24年9月に公表した「健康寿命の算定方法の指針」で示された市町村算定用の「日常生活動作が自立している期間の平均」を指標とする。
後期高齢者人口	年齢別人口のうち、75歳以上の人口。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。
交通結節点	鉄道駅等を中心に乗り継ぎ、乗り換え機能が集約する箇所、鉄道駅、バスターミナル、自由通路、階段、駅前広場、歩道等によって構成されるもの。

用語	内容																																			
<p>コーホート要因法</p>	<p>男女・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法であり、人口推計で一般的に用いられる手法。</p> <p>具体的には、住民基本台帳の人口における男女 5 歳階級別人口を基準とし、出生に関する仮定値として、子ども女性比<sup>※1</sup>、及び 0～4 歳性比<sup>※2</sup>、死亡に関する仮定値として生残率<sup>※3</sup>、移動に関する仮定値として純移動率<sup>※4</sup>を設定して将来人口推計を行う。</p> <p>※1 15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比                  ※2 0～4 歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比を女性の数を 100 とした指数で表したもの                  ※3 ある年齢 x 歳の人口が、5 年後に x+5 歳になるまで死亡しない確率のこと                  ※4 ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合を示したものの</p> <table border="1" data-bbox="587 927 1417 1146"> <thead> <tr> <th>性別、階級別人口</th> <th>2016 年 (基準年)</th> <th>2021 年</th> <th>2026 年</th> <th>...</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-4 歳</td> <td>X<sub>1</sub></td> <td>Y<sub>1</sub></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-9 歳</td> <td>X<sub>2</sub></td> <td>X<sub>1+5</sub></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-14 歳</td> <td>X<sub>3</sub></td> <td>X<sub>2+5</sub></td> <td>X<sub>1+10</sub></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15-19 歳</td> <td>X<sub>4</sub></td> <td>X<sub>3+5</sub></td> <td>X<sub>2+10</sub></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20-24 歳</td> <td>X<sub>5</sub></td> <td>X<sub>4+5</sub></td> <td>X<sub>3+10</sub></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td>X<sub>5+5</sub></td> <td>X<sub>4+10</sub></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①基準年を 2016 年(住民基本台帳の人口(2016. 4. 1 時点)とする                  ②男女 5 歳階級別に推計                  ③2016 年に「0-4 歳」は、2021 年に「5-9 歳」の層に移行するが、5 年間における人口変動は、「死亡」と「転入・転出」である。  <math display="block">X_{1+5} = X_1 \times \{ (1 - \text{死亡率}) + (\text{転入率} - \text{転出率}) \} = X_1 \times (\text{「生残率」} + \text{「純移動率」})</math>                  ④2021 年の「0-4 歳」 Y<sub>1</sub> は、2016 年「15-49 歳女性人口」「子ども女性比」「0～4 歳性比」によって算出</p>	性別、階級別人口	2016 年 (基準年)	2021 年	2026 年	...	0-4 歳	X <sub>1</sub>	Y <sub>1</sub>			5-9 歳	X <sub>2</sub>	X <sub>1+5</sub>			10-14 歳	X <sub>3</sub>	X <sub>2+5</sub>	X <sub>1+10</sub>		15-19 歳	X <sub>4</sub>	X <sub>3+5</sub>	X <sub>2+10</sub>		20-24 歳	X <sub>5</sub>	X <sub>4+5</sub>	X <sub>3+10</sub>		...		X <sub>5+5</sub>	X <sub>4+10</sub>	
性別、階級別人口	2016 年 (基準年)	2021 年	2026 年	...																																
0-4 歳	X <sub>1</sub>	Y <sub>1</sub>																																		
5-9 歳	X <sub>2</sub>	X <sub>1+5</sub>																																		
10-14 歳	X <sub>3</sub>	X <sub>2+5</sub>	X <sub>1+10</sub>																																	
15-19 歳	X <sub>4</sub>	X <sub>3+5</sub>	X <sub>2+10</sub>																																	
20-24 歳	X <sub>5</sub>	X <sub>4+5</sub>	X <sub>3+10</sub>																																	
...		X <sub>5+5</sub>	X <sub>4+10</sub>																																	

【さ行】

用語	内容
災害リスク	水災害の被災の危険性のこと。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
サービス圏	購買、医療福祉等の生活サービス機能が行き届く圏域。
暫定供用済	路線全体は未整備、整備中の区間があるが、一部が完成して利用されている区間。
閾値	境界となる値であり、その値を境として判定などが異なるような値のこと。
自然増減	出生、死亡によって生じる増減。
社会資本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金としたもの。
社会増減	他地域からの転入、あるいは他地域への転出によって生じる増減。
小規模多機能型施設	平成18年の介護保険制度改正により、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、新たなサービス体系として地域密着型サービス施設として新設されたもの。デイサービスや訪問介護、ショートステイ、機能訓練等が行われている。
将来負担比率	自治体が将来負担する必要がある実質的な負債額が、その自治体の財政の大きさに占める割合を示したもの。将来負担比率では一定値（都道府県と政令市は400%、政令市を除く市は350%）が早期健全化基準となっており、これを上回った場合には財政健全化計画を策定し、その内容に沿った取り組みを実施していくことになっている。
シルバーハウジング	生活援助員（ライフサポートアドバイザー）付の高齢者、障害者向けの住宅のこと。
新型コロナウイルス感染症	国際正式名称をCOVID-19といい、2019年に発生し世界的に拡大した呼吸器の感染症である。2022年9月までに複数回にわたる緊急事態宣言が発出されるなど、人々の生活や経済に大きな影響を与えている。
人口集中地区	国勢調査により設定された地区で、原則、人口密度がヘクタール当たり40人以上の基本単位区等が市区町村の域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
浸水予想区域	水防法の指定されていない河川の区間（上流部や支川）について、その河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域。
水災害	水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害。
生産年齢人口	年齢別人口のうち、15歳以上65歳未満の人口。



用語	内容
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、生産緑地法に基づき指定された地区。
前期高齢者人口	厚生労働省の医療保険制度体系で位置付けられた、65歳以上75歳未満の人口。

【た行】

用語	内容
地価公示	地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日に標準地で土地価格を鑑定し公表するもの。
地区計画区域	都市計画法による地区計画制度に基づき、ある一定のまとまりをもった地区を対象にその地区の実情にあったよりきめ細やかな規制を行うため指定された区域。
地方交付税	地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国税として国が徴収し、地方公共団体の財政状況を考慮し配分されるもの。
昼夜間人口	昼間人口と常住人口(夜間人口)の割合のこと。昼間人口は国勢調査結果に基づき、常住人口に他地域からの流入人口を加え、他地域への流出人口を引いたもの。
通所施設	高齢者や障害者が通い、介護を受ける施設。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県知事が指定することができる区域。
店舗面積	大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定されたもの。(平成14年6月1日施行)

用語	内容
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域。

【な行】

用語	内容
認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設。
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口。
ノーマライゼーション	障害者が障害のない人と一緒に普通に生活できるようにすること。

【は行】

用語	内容
バリアフリー化	障壁（バリア）を取り除き、生活しやすくすること。
PDCAサイクル	マネジメントサイクルのひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルを基本とした進行管理により進捗管理、改善を行う。
保安林	森林法に基づき、水源涵養、土砂流出防備、保健等の目的のために、国・都道府県により指定された森林、林地。

【ま行】

用語	内容
民間都市開発推進機構	民間事業者による都市開発を推進するため、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき、事業推進主体として指定された一般財団法人。
メッシュ	網の目状に当分した地区。本計画では、100メートルメッシュ（＝1ヘクタール）としている。

【や行】

用語	内容
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域等、12種類がある。

【ら行】

用語	内容
立地ポテンシャル	立地上の潜在的能力、可能性。
老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口。

## 東海市立地適正化計画

令和4年(2022年)3月改定  
(平成29年(2017年)3月策定)

東海市 都市建設部 都市計画課

TEL 052-603-2211 / 0562-33-1111

E-mail toshi@city.tokai.lg.jp







## 東海市立地適正化計画